

2 - (4) 条例に基づく上乗せ排水基準

(水道汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

2 - (4) - 川内川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：川内川及びこれに接続する公共用水域

ア 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

(昭和48年3月30日公布，昭和48年4月1日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間
			生物化学的 酸素要求量 (単位1リットル につきミリグラ ム)		浮遊物質 量 (単位1リットル につきミリグラ ム)		大腸菌群 数 (単位1立 方センチメー トルにつき 個)		
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大			
この条例の施 行の日前に設 置されている 特 定 事 業 場 (特定施設の 設置の工事を しているもの を含む。)	パルプ、紙又は紙加工品 製造業	排出水量130,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80		昭和48年6月24日	
		排出水量130,000立方メートル未満のもの	70	90	80	100		昭和48年6月24日から 昭和49年12月31日まで	
			60	80	70	90		昭和50年 1月 1日	
	食料品製造業	でん粉又は化工でん粉製造業	1,000	1,300	200	250		昭和48年 6 月24日	
		蒸留酒又は混成酒製造業	300	390	150	200		昭和48年 6 月24日	
		その他のもの	90	120	80	100		昭和48年 6 月24日	
	製糸業		90	120	70	90		昭和48年 6 月24日	
	採石業又は砂利採取業				250	300		昭和48年 6 月24日	
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和48年 6 月24日	
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70		昭和48年 6 月24日	
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60		昭和48年 6 月24日	
	その他のもの	(豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものを除く。)	30	40	70	90		昭和48年 6 月24日	
この条例の施 行の日以後の 設置に係る特 定事業場	採石業又は砂利採取業				150	200			
	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70			
	下水道終末処理場		15	20	40	60			
	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を有す るもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40			
		排出水量1,000立方メートル未満200立 方メートル以上のもの	30	40	40	60			
		排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90			
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	3,000		
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60	3,000		

- 備考 1 「特定事業場」とは，法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは，特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は，1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は，排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は，昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については，適用しない。
- ただし，当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは，この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は，排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する検定方法による検出値である。

イ 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乘せ排水基準

(昭和49年10月11日公布、昭和49年10月11日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間
			水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量 (単位1リットルに つきミリグラム)		浮遊物質量 (単位1リットルに つきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立 方センチメートル につき個)	
				日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大		
昭和49年10月	蒸留酒又は混成酒製造業		5.8～8.6	100	130	100	130		昭和50年10月 1 日
11日前に設置	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130		昭和50年10月 1 日
されている特	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30		50	70	3,000	昭和50年10月 1 日
定事業場(特	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	1,000	昭和50年10月 1 日
定施設の設置	豚房施設,	排出水量200立方メートル以							
の工事をして	牛房施設	上のもの		20	25	30	40	1,000	昭和50年10月 1 日
いるもの	又は馬房	排出水量200立方メートル未							
を含む。)	施設を有	満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120		昭和50年10月 1 日
	するもの	排出水量50立方メートル未満 のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月 1 日
	その他のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月 1 日
昭和49年10月	豚房施設,	排出水量200立方メートル以							
11日以後の設	牛房施設	上のもの		20	25	30	40	1,000	
置に係る特定	又は馬房	排出水量200立方メートル未							
事業場	施設を有	満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90		
	するもの	排出水量50立方メートル未満 のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	3,000	
	その他の	排出水量1,000立方メートル							
	もの	以上のもの		20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル 未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000	

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。

2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。

5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。

ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。